

川崎市

居住サポート住宅 つなぎ先 公的機関等 一覧表

令和 7 年 1 0 月発行

この一覧表は、居住サポート住宅においてつなぎ先となる地方公共団体の担当部署及び公的相談機関の連絡先等を記載しています。居住サポート住宅の認定申請の際には、この一覧表からつなぎ先となる機関等を記載した「つなぎ先リスト」を提出する必要があります。なお、つなぎ先リストにおいては、つなぎ先となる民間事業者等を追記することができます。

高齢により福祉サービス等の支援を必要とする場合

地方公共団体の担当部署			電話番号
【介護認定】 区役所 高齢・障害課 介護認定給付係 【相談時間】 月～金曜日 8:30～12:00、13:00～17:00 （祝休日・年末年始を除く）	川崎区役所高齢・障害課	介護認定給付係	044-201-3282
	幸 区役所高齢・障害課	介護認定給付係	044-556-6655
	中原区役所高齢・障害課	介護認定給付係	044-744-3179
	高津区役所高齢・障害課	介護認定給付係	044-861-3263
	宮前区役所高齢・障害課	介護認定給付係	044-856-3245
	多摩区役所高齢・障害課	介護認定給付係	044-935-3185
	麻生区役所高齢・障害課	介護認定給付係	044-965-5198
【介護保険以外の高齢者在宅生活支援サービス】 区役所 高齢・障害課 高齢者支援係 【相談時間】 月～金曜日 8:30～12:00、13:00～17:00 （祝休日・年末年始を除く）	川崎区役所高齢・障害課	高齢者支援係	044-201-3080
	幸 区役所高齢・障害課	高齢者支援係	044-556-6619
	中原区役所高齢・障害課	高齢者支援係	044-744-3217
	高津区役所高齢・障害課	高齢者支援係	044-861-3255
	宮前区役所高齢・障害課	高齢者支援係	044-856-3242
	多摩区役所高齢・障害課	高齢者支援係	044-935-3266
	麻生区役所高齢・障害課	高齢者支援係	044-965-5148

※介護保険制度や介護保険以外の高齢者在宅生活支援サービスなどの詳細は、市ホームページ「高齢者福祉のしおり」参照

障害により支援を必要とする場合

地方公共団体の担当部署		電話番号
〔身体・知的障害〕 区役所 高齢・障害課 障害者支援係 【相談時間】 月～金曜日 8:30～12:00、13:00～17:00 （祝休日・年末年始を除く）	川崎区役所高齢・障害課 障害者支援係	044-201-3215
	幸 区役所高齢・障害課 障害者支援係	044-556-6654
	中原区役所高齢・障害課 障害者支援係	044-744-3296
	高津区役所高齢・障害課 障害者支援係	044-861-3252
	宮前区役所高齢・障害課 障害者支援係	044-856-3304
	多摩区役所高齢・障害課 障害者支援係	044-935-3302
	麻生区役所高齢・障害課 障害者支援係	044-965-5159
〔精神障害〕 区役所 高齢・障害課 精神保健係 【相談時間】 月～金曜日 8:30～12:00、13:00～17:00 （祝休日・年末年始を除く）	川崎区役所高齢・障害課 精神保健係	044-201-3213
	幸 区役所高齢・障害課 精神保健係	044-556-6695
	中原区役所高齢・障害課 精神保健係	044-744-3297
	高津区役所高齢・障害課 精神保健係	044-861-3309
	宮前区役所高齢・障害課 精神保健係	044-856-3262
	多摩区役所高齢・障害課 精神保健係	044-935-3324
	麻生区役所高齢・障害課 精神保健係	044-965-5259

子育て世帯が支援を必要とする場合

地方公共団体の担当部署		電話番号
児童相談所 【相談時間】 月～金曜日 8:30～17:00 （祝休日・年末年始を除く）	南部児童相談所 （川崎区・幸区・中原区）	044-542-1234
	中部児童相談所 （高津区・宮前区）	044-877-8111
	北部児童相談所 （多摩区・麻生区）	044-931-4300

生活に困窮する場合

地方公共団体の担当部署		電話番号
〔生活保護〕 区役所 保護課 【相談時間】 月～金曜日 8:30～12:00、13:00～17:00 （祝休日・年末年始を除く）	川崎区役所 保護第1課	044-201-3218
	幸 区役所 保護課	044-556-6723
	中原区役所 保護課	044-744-3184
	高津区役所 保護第1課	044-861-3375
	宮前区役所 保護課	044-856-3241
	多摩区役所 保護第1課	044-935-3289
	麻生区役所 保護課	044-965-5345

公的相談機関	電話番号
〔生活困窮〕 だいJOBセンター（川崎市生活自立・仕事相談センター） 【相談時間】 月～金曜日 10:00～18:00 （祝休日・年末年始を除く）	044-245-5120

外国人の方が支援を必要とする場合

公的相談機関		電話番号
多文化共生総合相談ワンストップセンター （川崎市国際交流センター） 【相談時間】 月～土曜日 9:00～17:00 （年末年始を除く）	【対応言語】 日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語 ※言語によって対応できる相談員がいない場合でも、電話通訳を介しての相談ができます。	044-455-8811
かわさき多文化共生プラザ （川崎市役所 南庁舎2階） 【相談時間】 月～金曜日 8:30～17:00 （祝休日・年末年始を除く） （電話相談は9:00～17:00）	【対応言語】 英語・中国語・フィリピン語・スペイン語・ベトナム語・ネパール語 ※各言語の相談が可能な曜日は、川崎市ホームページにてご確認ください。	044-200-1520